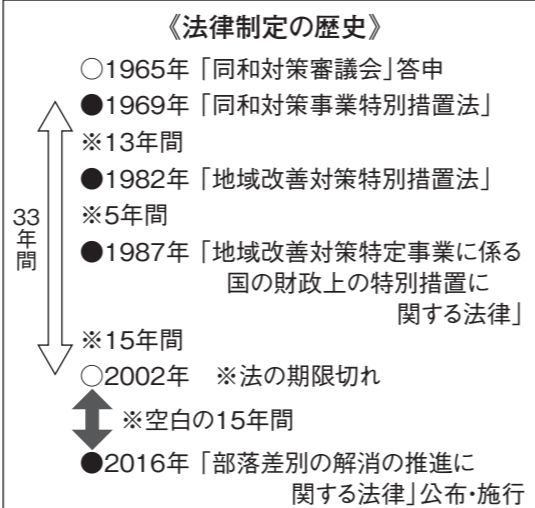


昨年12月 部落差別解消法
(部落差別の解消の推進に関する法律)公布・施行



右上の表のように、同和問題に関する法律は今回まで4回にわたって作られてきました。

2002年の法律期限切れから15年が経過しようとしていた昨年12月に、今回の法律「部落差別解消法」ができました。

同和対策や同和教育を進める上で、法律の期限切れ後の15年間は、関係者にとって苦難の年月でもありました。

これまでの法律は「事業法」と言われるもので、主に同和対策事業を進めるためのものでしたが、今

回の法律は、部落差別をなくすことを目的とした点で、画期的とも言えます。国が部落差別の存在を法で認め、差別をなくしていく具体的な施策を地方公共団体に求めています。

行政や学校、企業や関係団体はもちろん、全ての市民が共通の理解のもとに、1日でも早い部落差別の解消と、「市民一人ひとりの人権が尊重される丸亀市」の実現に向けて、偏見に惑わされることなく、一つひとつの人権課題に向き合っていきましょう。

人権セミナー開催

DVD視聴・講話

イマジネーション
Imagination
想う つながる
一歩ふみだす

今回は「イマジネーション」と題したDVDを視聴し、「いじめ」「同和問題」「発達障害」の問題を一緒に考えましょう(DVD企画：東京都教育委員会)。

①富士見館(飯山町上法軍寺)

日時=9月5日(火)午後2時～3時半
定員=40人(申込順)

②金山文化センター(川西町南)

日時=9月12日(火)午後2時～3時半
定員=50人(申込順)

③二軒茶屋総合センター(土器町東)

日時=9月19日(火)午後2時～3時半
定員=60人(申込順)

申し込み=電話、ファクス、メールのいずれかで人権課まで

問い合わせ=市人権・同和教育研究協議会事務局(人権課) ☎24-8811、
FAX 23-4073、メール jinken-k@city.marugame.lg.jp



住まいの耐震化の相談会(補助金手続きの説明) 都市計画課 ☎24-8812



日時=9月5日(火)
場所=市役所本館2階第3会議室 **参加無料**
対象=昭和56年5月以前に建てた住宅(借家を含む)に住んでいる人(枠組壁工法やプレハブ認定工法など、特別な工法で建てた住宅は対象外)
定員=24人(先着順)
持ってくる物=①住宅の間取りなどの図面や住宅の写真
②固定資産税課税明細書
③印鑑(認印) ※当日、補助申請をする場合、必要になります
申し込み=8月23日(火)までに、都市計画課(☎24-8812)

経験豊富な建築士が「住宅の耐震化」について皆さんの疑問に答えます。また、補助金の説明や受け付けも行います。

HOTサンダルプロジェクト2017

今年で6年目を迎える「HOTサンダルプロジェクト」。5年目の節目を終え、新たなスタートを切りました。

今回は全国の4大学25人の美大生が参加。8月7日(月)～29日(火)の約1か月間、本島・広島・手島・小手島に滞在し、作品制作を行います。期間中、島内でワークショップや制作した作品の発表会も開催。

作品制作後に、学生たちが島の魅力を描いた全ての作品を生涯学習センターに展示します。ぜひご覧ください。



作品展覧会「未来の収穫祭2017」

日時：9月1日(金)～10日(日)
午前9時半～午後4時半
場所：生涯学習センター1階ギャラリー

しおり
斉藤茉莉作品展「枝折を尋ねる」

～HOTサンダルプロジェクト
2017関連事業～

日時：8月20日(日)～27日(日)
午前9時半～午後4時半

場所：生涯学習センター
1階ギャラリー2



斉藤 茉莉さん

2015年夏。学生最後の年に、今しかできないことをしようと思い立ち、HOTサンダルプロジェクトに参加したのが始まりでした。ひと夏の思い出になるはずだった島での生活は、今年で2年目です。

東京で生まれ育った私にとって、こちらの花が散ったらあちらの実がなり、年を巡って次の年に同じ木が蕾をつけるということすら衝撃でした。そんなことを発見するのがうれしくて、自転車で島の中を走り、梢を見上げ、草の中をのぞき込み、波の間を透かし見ました。

展示名の「枝折(しおり)」は、山の中などを歩くときに、枝を折って道しるべとすることです。島の中で私の制作を導いてくれた自然の瞬間瞬間を、絵の中に少しでも表現できたらと思います。

離島移住促進事業補助金
島へ移住する人へ



市民活動推進課
☎24-8809

島の空き家を移住者用賃貸住宅または、島暮らし体験住宅としてリフォームする人に、費用の一部を補助します。

●対象家屋

島の空き家で平成29年度中にリフォーム工事の完了が見込めるもの

●対象者

●空き家の所有者(所有権、賃貸する権利を有する)
●空き家の所有者と平成29年度中に賃貸借契約した賃借人

●補助内容

補助率：90%
補助額：上限200万円
詳しくは、市ホームページまたは、市民活動推進課へお問い合わせください。

香川県移住フェア
in 東京 2017

県移住・定住推進協議会が開催する「移住フェア」に市も出展します。

知人など関東在住で、香川県への移住を考えている人に、ぜひお伝えください。

日時：9月9日(土)
午前11時～午後4時

場所：東京交通会館12階
カトリアサロンB

(東京都有楽町駅前)
内容：移住相談、県内企業による就職相談、先輩移住者による体験談など(申込不要)

問い合わせ：市政課
(☎24-8839)
県地域活力推進課
(☎087-832-3125)

定住促進民間賃貸住宅家賃等補助制度

県外から移住する人へ

家賃などの賃貸住宅に係る費用の一部を補助します

政策課 ☎24-8839

●対象

県外で3年以上居住した後、市内に転入し、住民登録をしている人(転勤・就学など一時的な居住や単身世帯は除く)。

●補助内容

家賃の2分の1(上限2万円、最長24か月まで)、礼金などの初期費用の2分の1(上限6万円) 詳しくは、市ホームページまたは、政策課へお問い合わせください。

